



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kiyuna

No.300

2023  
Aug.

8

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

## 台風7号

は2023年8月15日5時前に和歌山県に上陸した後、近畿地方を北上して15日20時に日本海に達し、その後、日本海を北上し、17日に温帯低気圧となって北海道地方を通過した、台風の進路に近い西日本の地域を中心に大雨となり、東海や近畿、中国地方での記録的な大雨を生み、土砂災害や浸水害などの被害が出ました。特に、鳥取県、岡山県、香川県及び岩手県では平年の8月の月降水量の2倍を超える大雨となったようです。今回の台風通過で、あらためて日本は災害大国であること

の25日、朝日放送がロングショートの実態を取り上げた特集が放送されました。(6チャンネル「ニュースおかえり」) ※NDFからの情報

「障害者の入所施設」が足りません。大阪府内では、1000人を超える障害者が、入所待ちをしています。そんな中で、ベッドが1つ空いた場合、どんな方が、入所するのでしょうか? 120人待ちの施設で、新たに、入所が決まった人は、重い知的障害のある46歳の女性。がんを患っていた母親が、亡くなる5日前まで、自宅で支え続けていました。老障介護の現実です(2023年7月25日放送)

を認識しました。このことで、災害時の発達障害児・者支援について再度確認しておく必要を強く感じました。国立障害者リハビリテーションセンターのWebサイトに「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」として情報が掲載されています。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのWebサイトには、子どもにやさしい防災についての情報が掲載されています。皆様も、今一度これらを参考に、自閉症児者の台風など災害への備えを考えておいていただきたいと思いました。(河村)

YouTubeにアップされています。  
<https://www.youtube.com/watch?v=aWLuDjKwGF4>



【現実】最重度の知的障害の一人娘 末期がんで亡くなる直前まで支えた母 足りない障害者の入所施設 大阪では待機者1000人超  
【news おかえり特集】  
#news おかえり #朝日放送 #abcテレビ #6ch #ロングショート

子どもにやさしい防災



支援エッセンス



観られた後はぜひ、番組への感想を送ってください。  
[https://cipher.asahi.co.jp/news-okaeri\\_opinion/](https://cipher.asahi.co.jp/news-okaeri_opinion/) [2]



## 奈良県障害福祉関連等情報を提供します。

### 最新情報

○（7/7）知事定例記者会見

HTML <https://www.pref.nara.jp/63365.htm>

テキスト <https://www.pref.nara.jp/63896.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=sDPT1MBtQPE>

○（8/18㍻）中途失聴・難聴者手話講習会の受講者を募集します

中途失聴・難聴者とその家族、支援者等に対して手話を学ぶ機会を提供し、コミュニケーションの手段を増やしていただくための手話講習会を開催します。参加費は無料です。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/240236.htm#itemid240236>

○（7/31㍻）令和5年度医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修の実施について

奈良県では、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児（者）（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とし、研修を開催します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/295614.htm#itemid295614>

○（7/30㍻）奈良県地域療育支援ネットワーク研修申し込みについて

奈良県が実施している地域療育支援ネットワーク推進事業において、支援の必要なこどもとの関わり方等に関して研修を開催いたします。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/279029.htm#itemid279029>

○（9/29㍻）令和5年度身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）貸与希望者の再募集について

県では、身体障害者の自立と社会参加の促進を図るため、「身体障害者補助犬貸与事業」を実施しておりますが、募集した結果、申請がありませんでしたので、再募集を行います。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/292102.htm#itemid292102>

## 障害者差別解消に関する事例データベース

我が国では、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。このデータベースは、「障害者差別解消法」で定められている「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」について、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できるシステムです。

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号 03-5253-2111（代表）



### 奈良における踏切内のエスコートゾーンの設置状況について

NDFのメールを通じて、奈障連の大橋さんからの情報です。

奈良県内における、踏切内へのエスコートゾーンの敷設状況を報告させていただきます。昨年の4月の大和郡山での踏切事故を受け、1週間後に郡山市と警察を含め、話し合いを持ちました。その後、マスコミによる報道も大々的におこなわれたということもあり、行政側は積極的に話を進めました。そして、6月初旬に現場となった、近鉄橿原線、郡山駅南側の第2号踏切にエスコートゾーンを含め、踏切前後の点字ブロックが整備されました。その後、国交省からの具体的なガイドラインが示されない中、今年2月に香芝市の近鉄大阪線・JR和歌山線の踏切に・そして、4月には近鉄橿原線八

木西口南側の踏切に現場を含めて合計4カ所に敷設されました。現場となった踏切はほぼ私たちの意見が取り入れられましたが、残りの3カ所については事前の話も無く、敷設状況も非常に問題のある状況になっています。まず、香芝市2カ所の踏切は道路と線路が直角でなく、非常に線路が角度を持っており、従って遮断間も斜めになっており、問題なのは、その手前の停止ブロックが遮断間に沿った弾き方でされており、踏切内に入った際、角度が分かりにくいということです。普通、このようなばあい停止ブロックは道路に対して直角に敷設した方が良くと思うのですが、いかがでしょうか。さらに、4月に敷設された八木西口の踏切は、遮断間の真下のブロックが2枚分、60センチカットされています。これも非常に問題で、日頃私たちは誘導ブロックは連続した敷設方法で

要求しているのですが、それに反して逆行していると考えます。日盲連系の団体も点検をしたのですが、何ら問題意識はないようで、奈良モデルと言っているようです。目新しいことでは、この場所は、エスコートゾーンの車道側に内放線をつけたことです。香芝市の2カ所のエスコートゾーンは、いわゆる吹きつけのかたい材質の物ですが、現場と八木西口のエスコートゾーンは踏切内の路面の材質が少し柔らかい合成樹脂のような物でできており、エスコートゾーンのブロックは接着剤で貼り付けるタイプの物になっています。このタイプは保守をしっかりとしないとはがれてしまうといった問題があり、実際現場となった郡山の踏切ははがれ掛けたことがあると聞いています。今後、これらの問題のある箇所の改修も要求していく必要があります。以上で、現在までの奈良県内

における、踏切内のエスコートゾーンの到達点を報告しておきます。

(以上)



### 福祉サービス全体の報酬改定について

令和6年度報酬改定に向けて、

厚労省障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討が進められているところでございます。日本自閉症協会としては、市川会長の承認をへて、同検討チームでのヒヤリングでの意見提出を行いました。添付の提出文書に加えて、8月3日のヒヤリングには今井副会長、津田常任理事が出席致します。会議のオンライン開催はYouTubeにてライブ配信で公開します。また8月3日までの他団体のヒヤリングが、下記よりご覧いただけます。

以下、厚労省からのご連絡を転送致します。

平素よりお世話になっております。厚生労働省 障害保健福祉

部 障害福祉課です。7月25日に、第31回 障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催しますので、情報提供いたします。以下のとおり、会議をオンラインで開催し、オンライン開催の様子をYouTubeにてライブ配信で公開します。（会場での傍聴はありません。）7月25日（火）14:00～ @東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス 議題：団体ヒヤリング③ 会議資料及びライブ配信URLについては、25日（火）10時までに当省ホームページに掲載いたします。

（開催案内）厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34118.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34118.html)

岡山県自閉症協会の

竹谷副理事長からの報告

世界自閉症啓発デーをPRするランチパックの発売について、「7/31に無事2ヶ月間の販売が終わり、8/3に山崎製パン岡山工場を訪ねてお礼を伝えました。多くの皆さまにご支援いただき、この間14.4万個を超える出荷実績があったとのことでした。お陰でこれまでとは違った形の自閉症啓発ができたのではないかと嬉しく思っています。商品を購入してくださった方、お店

をいくつも回ってくださった方、SNS等を通じて情報発信してくださった方、その他全ての応援してくださった皆さまに心からお礼申し上げます。この度は本当にありがとうございました！」

[http://www.kirameki-plz.com/~asj-okayama/image/keihatu\\_yamazaki.jpg](http://www.kirameki-plz.com/~asj-okayama/image/keihatu_yamazaki.jpg)

2023年(令和5年)5月30日 火曜日

山崎製パン

食べて自閉症に関心を  
啓発ランチパック来月発売

岡山県  
山崎製パンが協力



「世界自閉症啓発デー」のロゴなどを  
入ったランチパック

おいしく食べて関心を  
持つ。自閉症の子  
どもの親でつくるN  
PO法人岡山県自閉症  
協会(岡山市北区南方)  
は、山崎製パン岡山工  
場(総社市井尻野)と  
協力して調理パン「ラ  
ンチパック」を作った。  
包装袋に世界自閉症啓  
発デーのロゴマークな  
どをあしらひ、6月1  
日から2カ月間、中四  
国のスーパーやコンビニ  
で限定販売する。

袋の表には「毎年4  
月2日は、国連の定め  
た「世界自閉症啓発デー」の文字と地球を  
モチーフにしたロゴ、  
裏には同啓発デー日本  
実行委の公式サイトに  
つながるQRコードを  
掲載。同協会が県の委  
託で行った発達障害  
啓発事業「アスのワニ  
プロジェクト」のシン  
ボルキャラクターのワ  
ニをデザインしたラベ  
ルを1万枚限定で貼  
る。

ランチパックはサン  
ドイッチ風の商品で、  
今回は幅広い世代に好  
まれるようリンゴジャ  
ムとカスタードクリー  
ムを挟んだ。参考価格  
は132円。1袋につ  
き1円が同協会に寄付  
され、啓発活動に充て  
られる。  
協会側からの依頼で  
商品化が実現。6月1  
日に総社市役所で先着  
200人に1個ずつプ  
レゼントするお披露目  
イベントがある。同協  
会の竹谷谷之副理事長  
(63)は「自閉症を正し  
く理解してもらい、支  
援の輪が広がれば」と  
話す。

両者は4月にも、同  
啓発デーのシンボルカ  
ラーである青を基調と  
した包装の食パン30  
0個をJR岡山駅地下  
通路広場で配った。  
(梶山瑞弓)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について (厚労省)

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。)でお示しするとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日付け厚生労働省社会・

援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課連名事務連絡)や障害保健福祉関係主管課長会議において、適切な運用に努めていただくよう周知・依頼しているところである。

令和4年6月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書を受け、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項及び自治体での運用の具体例等を下記のとおりまとめたので、内容について御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

また、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容で

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>は十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。</p> <p>その際、障害福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなどの画一的な基準（例えば、要介護5以上でかつ障害支援区分4以上、上肢・下肢の機能の全廃、一月に利用する介護保険サービスの単位数に占める訪問介護の単位数が一定以上等）のみに基づき判断することは適切ではなく、障害福祉サービスを利用する障害者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと。</p> <p>また、就労系障害福祉サービスや自立訓練（生活訓練）は障害固有の</p> | <p>サービスであり、65歳以降も介護保険サービスに移行することなく、個々のサービスの支給決定の要件の範囲内で引き続き当該サービスの利用が可能である。</p> <p>（2）具体的な運用の例について</p> <p>適用関係通知を踏まえた高齢障害者に対する支給決定について、以下のとおり具体的な運用の例として考えられるものを挙げるので、参考にされたい。各市町村においては、本事務連絡も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。</p> <p>【具体的な運用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。</li> <li>・ 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。</li> <li>・ 共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から</li> </ul> |
| <p>見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。</p> <p>2. 適切な支給決定に当たっての留意点</p> <p>（1）障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について</p> <p>要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。</p>     | <p>そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、</p> <p>（3）にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。</p> <p>また、介護保険制度を利用することによる利用者負担への配慮として、新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者等に対し、制度概要の丁寧な説明を行うとともに、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。</p> <p>（2）障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について</p>   | <p>介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知の1の（2）の②及び③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。</p> <p>（3）指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携その他の介護分野との連携について</p> <p>障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用で</li> </ul>            |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>きるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解を得た上で、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等のサービス等利用計画に記載されている情報を提供するなど、適切に引継ぎを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が情報共有や丁寧な引継ぎを実施すること等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。</li> </ul> <p>※ ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。</p>   | <p>※ 障害福祉サービス等の利用終了後であっても、6月以内において、相談支援専門員が文書による情報提供により居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成等に協力した場合や、月2回以上利用者の居宅を訪問して面接を行った場合、介護支援専門員等が主催した会議に参加した場合等、指定特定相談支援事業者において居宅介護支援事業所等連携加算が算定できる場合があるので、活用されたい。</p> <p>加えて、以下のような取組も効果的と考えられ、各市町村の実情に応じて取り組むことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（自立支援）協議会や地域ケア会議等において、介護保険関係者と障害福祉関係者双方が参加して、高齢障害者に係る事例を取り上げ、適切なサービス提供の在り方や共生型サービスを含む必要な地域資源の開発等について検討する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の相談支援専門員や介護支援専門員に対し、介護保険制度と障害福祉制度双方の内容や、両制度の関係、両制度従事者の相互理解等に関するための取組（※）とともに、サービス利用者に対するサービス等利用計画及び居宅サービス計画等作成に当たって丁寧に説明することを依頼する。</li> </ul> <p>（※取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度と障害福祉制度双方の内容や、両制度の関係、両制度従事者の相互理解等に関する研修を実施する</li> <li>・ 地域において居宅介護支援事業者・相談支援事業者・自治体が連絡会議を開催する</li> <li>・ 地域包括支援センターと基幹相談支援センターが連携して地域での介護・障害連携の在り方を検討する等</li> </ul> <p>【参考】「相談支援専門員と介護支</p> |
| <p>援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」報告書（平成29年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）p50～に、相談支援専門員と介護支援専門員の連携に取り組んでいる自治体の事例について記載。</p> <p><a href="https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/jql43u00000001m5att/H29_019_2_report.pdf">https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/jql43u00000001m5att/H29_019_2_report.pdf</a></p> <p>※ なお、介護支援専門員と相談支援専門員の連携、相互理解促進については、令和4年度より都道府県地域生活支援事業において、相談支援従事者養成研修専門コース別研修に「介護支援専門員との連携」コースを設定したところである。都道府県においては、当該研修を実施するとともに、当該研修カリキュラムを市町村に周知するなどし、地域における活用の促進をお願いする。</p> | <p>3. 要介護認定等の申請について<br/>介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定の申請等を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。</p> <p>したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。その際、介護保険サービスに係る施設・事業所の見学等を案内することも、理解を得</p>                                 | <p>る上で有効と考えられること。</p> <p>4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について</p> <p>介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。</p> <p>この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合</p>   |

いに必要な手続きや調整が円滑に行われたいという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

5. その他の留意事項 介護保険サービスへの移行が適当な利用者がいる場合には、介護保険サービスの支給決定を行うことになるが、事業所において、共生型サービスを含む介護保険サービスの指定を受けることで、従来から利用してきた事業所による支援が継続されるよう配慮することも考えられること。



要望書手交

日本自閉症協会市川会長（左）と石田特別支援教育課長（右）

2023（令和5）年7月26日

文部科学省  
文部科学大臣 殿

2024（令和6）年度  
特別支援教育関係予算等に関する要望

一般社団法人 日本自閉症協会  
会長 市川 宏伸  
〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22  
築地ニッコンビル 6階  
TEL03-3545-3380  
asj@autism.or.jp  
（担当 樋口）

日ごろよりの、自閉スペクトラム症（以下、ASD という）をはじめとする発達障害への理解の促進・理解に向けてのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、知的障害の有無にかかわらず全ての ASD 当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

1. 強度行動障害の状態にある児童生徒への対応を向上させてください。
  - (1) 学校は家族や福祉・医療分野と共通認識を持ち、一貫した対応をしてください。
  - (2) 教師の強度行動障害に関する理解を促進してください。

- (3) 学校における強度行動障害の状態にある児童生徒について指導方法の改善に向けた取り組みを強化してください。
2. 就学先や進路の相談・検討に当たっては、医師の診断を必須とせず、教育関係者や学校が生徒の最善を考えて評価し、親・生徒の希望を尊重して進めるよう徹底してください。
3. 教員免許に自閉症・情緒障害学級の免許、また、特別支援学級の免許を創設してください
4. 知的障害特別支援学校の各担任が自閉症の特性に合わせた教育計画を作成できるよう研修体制を整えてください。
5. 教師の自閉症を含む発達障害生徒に対する理解と対応力および指導力を強化して、教師の「当たり外れ」を少なくしてください。また、かなめとなる学校長の育成をいっそう図ってください。（特別支援教育だけでなく通常の学校、また、幼稚園から高校まで）
6. 高等学校における通級設置を加速してください
7. 小中高の通常学級においてインクルーシブな環境整備を行ってください。
- (1) 各クラスに一定数の発達障害の傾向がある生徒が存在することを前提に、教室内の構造化や視覚的な学習・連絡を行ってください。
- (2) 設置が検討されている「特定分野に得意な才能のある児童生徒」の検討を進め、それが適当と思われる生徒にその機会が与えられるようにしてください。
- (3) すべての中学校、高等学校について、早急に 35 人学級にしてください。将来は 30 人以下を目指す計画にしてください。
8. 不登校や登校しぶりは発達障害生徒に多いと言われています。生徒の状態に応じた多様な教育・学級運営を推進してください。
9. 教育・福祉・家庭の連携（『トライアングル』プロジェクト）を推進してください
- (1) 個々の生徒の支援や指導において、その生徒の福祉サービスを行っている支援者、及び保護者との実際の・実質的な連携を推進し、本人の状態認識と関わりの一貫性を確保してください。
- (2) 「教育と福祉の連携のための e-learning」の履修を促進してください。
- (3) 教職員が連携会議に参加しやすいようにしてください。
10. 少人数学級の推進と教職員の定数を改善してください
- (1) 特別支援学級の学級編制基準を見直し、教員を増やし、きめ細かい教育を実現してください。
- (2) 通級指導教室の設置校の増加を促進してください。
11. 様々な障害生徒にきめ細かく関わられるよう、教員の労働環境と待遇を改善してください。
12. 障害生徒の権利擁護
- (1) 教育にあたっては、こどもの権利を擁護し、個に応じた教育を重視してください。
- (2) 主体的に社会に参画する市民となるためのシチズンシップを年齢に応じて学習する機会を保障してください。

以上

2023（令和5）年7月26日

厚生労働省  
厚生労働大臣 殿

2024（令和6）年度  
障害福祉・障害者雇用対策関係予算等に関する要望

一般社団法人日本自閉症協会  
会長 市川 宏伸  
〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22  
築地ニッコンビル 6階  
TEL 03-3545-3380/asj@autism.or.jp  
（担当 樋口）

日ごろよりの自閉スペクトラム症（以下、ASD という）をはじめとする発達障害への理解の促進・理解に向けてのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

とくに、4月2日の世界自閉症啓発デーの取り組みは、今や全国各地の様々な自治体、団体、企業の自主的な取り組みを牽引し、大きな効果をあげています。牽引イベントとしての同啓発デーの取り組みを引き続きお願い致します。

私達、日本自閉症協会は、知的障害の有無にかかわらず全ての ASD 当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

## 1. 強度行動障害児者への支援を抜本的に強化してください。

強度行動障害の支援者を養成する研修は広く行われてきましたが、依然として問題は解決していません。早急にこの問題の解決・改善を行ってください。

- (1) 発症予防の推進：強度行動障害のハイリスク児や初期兆候を明らかにし、発症ならびに重篤化を予防する研究を行ってください。また、その研究成果を、家庭、学校、支援施設に伝えてください。
- (2) 在宅の自閉症（以下 ASD）児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な場合の回復のために、また、保護者のレスパイトのために、受け入れ施設を増やしてください。
- (3) 強度行動障害児者の受け入れ事業者が実際に増加する施策をお願いします。
- (4) 強度行動障害児者の支援においては、医療を含むチーム支援が重要です。直接的な支援の労力だけでなく、ケース検討や外部の専門家の応援等、間接的な労力や費用が必要です。事業者は外部の専門的支援を受けるための経済的補償をお願いします。
- (5) 専門家による居宅訪問型支援が出来るようにしてください。
- (6) 過去に一定期間強度行動障害の状態になっていた者で、特別な環境や支援がないと再発する可能性がある場合、落ち着いているからといって、行動関連項目の点数を下げないよう指導してください。
- (7) 発達障害地域支援マネジャーや発達障害支援センターの強度行動障害児者の支援能力を強化してください。

## 2. ASD の人に適した住まいを拡充してください。

ASD の人に適した入所施設やグループホーム（以下、GH）などの住まいが不足しています。また、日常的に保護者の支援で生活している在宅の重度の ASD 者は、親の高齢化にともない親亡き後の住いを必要としています。

- (1) 必要な地域には入所施設の設置や定員を増やしてください。  
障害の重さや障害特性、休日の支援体制などから GH では、必要な支援が受けられない障害者がいます。入所施設の定員については、地域の必要に応じて入所施設の新設や定員を増やすことができるようにしてください。（施設整備費の対象とする）
- (2) 対人刺激を苦痛に感じる ASD 者のために重度訪問介護事業を利用しやすくしてください。
- (3) 重度訪問介護事業を利用した一人暮らしは、これらの ASD 者にとって、大切な選択肢です。しかし市町村からの支給量は一人暮らしには不十分で、また事業者も不足しています。
- (4) 今あるサテライト型の利用期間の上限を、一人暮らしを希望する ASD 者が安心して一人暮らしに移行できる迄の期間、利用できるよう、柔軟な仕組みにしてください。

## 3. 福祉サービスの恒常的な質の向上に利する施策を推進してください。

そのために利用者利益になる支援の質の評価を重点とした外部評価を普及させてください。

**4. 一般企業に就労した ASD の人への職場定着支援を強化してください。**

一般企業に就労した ASD の人は職場で適切な配慮を受けることがなかったり、本人の ASD 特性について理解が得られなかったりして、孤立するなどにより離職するケースが少なくありません。

- (1) ASD の人を雇用する際、職場での孤立を防いだり、コミュニケーションを助けたりするための支援者を企業が雇用する場合（内部調達含む）、その費用を補助する仕組みを作ってください。
- (2) 厚労省で作成された「就労パスポート」は上司等が異動しても理解と配慮を受けられるために有効だと考えます。就労支援事業者や一般の企業等への普及を促進してください。
- (3) 労働相談コーナーなど、個別の相談を受ける部署における発達障害の理解の促進を図ってください。

**5. 発達障害がわかる医師を増やしてください。**

**6. 特別児童扶養手当の認定を適正にしてください。**

発達障害のためにこだわりや対人関係で親の負担が著しく大きい、知的障害はないケース（精神の手帳）の場合、特別児童扶養手当の判定では非該当になりやすいという声が寄せられています。厚労省の基準では「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」となっています。特別児童扶養手当の認定作業がこの基準で適正に行われるよう徹底してください。

**7. 障害支援区分および放課後等デイサービスの基本報酬の状態区分指標を ASD 者の要支援度に応じたものにしてください。**

ASD の人で、集団での言動や振る舞い等に課題を抱える人は、手厚い支援を必要とします。現在の基準では必要な職具体制にできません。それを反映した状態区分指標にしてください。

**8. ASD の障害年金の更新周期を見直してください。**

成人の発達障害の場合（知的障害を伴わない）、障害（ASD）の状態がほとんど変化しない人が数多くいます。個々の障害者の実態に合わせて、更新の周期を見直してください。

**9. ASD が背景にある児者のひきこもりならびに不登校、登校しぶり対策を推進してください。**

**10. 女兒、女性の ASD について、診断技術や理解促進、支援施策を推進してください。**

知的な障害を伴わない場合であっても女性の ASD の多くは診断が困難であり、対人スキルの乏しさから、性被害を受けやすく、望まない妊娠などにも繋がっています。

**11. 福祉の人材確保のため、国が率先して福祉の魅力を伝えるとともに、全体的な物価と賃金の上昇を反映した報酬にしてください。**

**12. 緊急時の短期入所サービスの拡充をしてください。**

たとえば、本人のことを良く知っている日中支援事業所等においても預かるようにしてください。

以上

**障がいのある人の生活・思い・願いを演劇台本に”みんなが書く戯曲のコンテスト”**

鳥取県自閉症協会から情報提供いただきました。鳥取県自閉症協会です。このたび、鳥取県内で活動する「鳥の劇場」という舞台公演を行う団体が、障がい者をテーマにした短編戯曲のコンテストを行

うということで、県障がい福祉課から案内をいただきました。「文化庁」の委託事業のようで、全国の方からご応募いただけるようです。

▼ホームページ

<https://www.birdtheatre.org/gikyoku-disability/>

・作品受付

9月1日 ~ 11月30日

・12月~2024年1月  
選考、入選作品決定  
・2024年2月  
授賞式(鳥取県・鳥の劇場にて)



# 国際音楽交歓コンサート 2023

9/27(水)

18:00開演 (17:15開場)

奈良県橿原文化会館・大ホール

特別出演/奈良県立欽徳高等学校 音楽部

入場無料(要観覧券)、全席座席指定  
当日券は残席がある場合限り、会場にて受付を行います  
応募締切:2023年9月3日(日)必着

下記要領によりハガキ・FAX・QRコードのいずれかの方法でご応募ください。

■宛先:国際音楽交歓コンサート2023 奈良公演事務局

ハガキ 〒639-1123 奈良県大和郡山市筒井町881-1

FAX 0743-59-6007

二次元コード 右記の二次元コードからご応募いただけます



■記載内容

- 住所 氏名
- 電話番号(FAX番号)
- 希望枚数 ※申込1件につき、観覧券5枚まで ※未成年者も申し込み可
- 配慮を要する事項 (障がいの有無・車椅子・点字資料など) ※記入のない場合、当日対応できない場合がございます

**【特別出演】欽徳高校音楽部プロフィール**

2008年より、女声合唱団として活動を始め、2012年以降、県内のすべてのコンクールにおいて金賞を受賞、県代表となる。2015年の関西合唱コンクールにおいて一位金賞を受賞し関西代表となり、奈良県勢として初の全日本合唱コンクール全国大会出場を果たす。以来7年連続全国大会に出場し、2017年には念願の全国大会金賞受賞。その後も2019年、2021年、2022年と



発行人:関西障害者定期刊行物協会

住所:〒543-0015

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人:奈良県自閉症協会

定価:100円

一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行